

■市民プール

利用料金の上限額

● 現行(令和元年9月まで)

1 伊香立・坂本・晴嵐・曾束 市民プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)
中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	200円	210円
	回数券	11枚綴	2,000円
一般	1人1回	300円	320円
	回数券	11枚綴	3,000円

備考 1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

4 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者及び障害者等以外の者をいう。

2 富士見温水プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)	
夏期	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	200円	210円
	回数券	11枚綴	2,000円	2,160円
	高校生及び一般	1人1回	300円	320円
	回数券	11枚綴	3,000円	3,240円
夏期以外の期間	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	300円	320円
	回数券	11枚綴	3,000円	3,240円
	高校生	1人1回	400円	430円
	回数券	11枚綴	4,000円	4,320円
	一般	1人1回	600円	640円
	回数券	11枚綴	6,000円	6,480円

備考 1 この表中「夏期」とは、7月から9月までをいう。

2 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

5 この表中「高校生」とは、高等学校の生徒をいう。

6 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者、障害者等及び高校生以外の者をいう。

■市民プール

利用料金の上限額

- 令和元年10月から令和4年3月まで

1 伊香立・坂本・晴嵐・曾束 市民プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)
中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	250円	270円
	回数券	11枚綴	2,500円
一般	1人1回	370円	400円
	回数券	11枚綴	3,700円

備考 1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

4 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者及び障害者等以外の者をいう。

2 富士見温水プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)	
夏期	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	250円	270円
	回数券	11枚綴	2,500円	2,750円
	高校生及び一般	1人1回	370円	400円
	回数券	11枚綴	3,700円	4,070円
夏期以外の期間	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	370円	400円
	回数券	11枚綴	3,700円	4,070円
	高校生	1人1回	500円	550円
	回数券	11枚綴	5,000円	5,500円
	一般	1人1回	750円	820円
	回数券	11枚綴	7,500円	8,250円

備考 1 この表中「夏期」とは、7月から9月までをいう。

2 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

5 この表中「高校生」とは、高等学校の生徒をいう。

6 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者、障害者等及び高校生以外の者をいう。

■市民プール

利用料金の上限額

● 令和4年4月以降

1 伊香立・坂本・晴嵐・曾束 市民プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)
中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	300円	330円
	回数券	11枚綴	3,000円
一般	1人1回	450円	490円
	回数券	11枚綴	4,500円

備考 1 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から知的障害者の療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

4 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者及び障害者等以外の者をいう。

2 富士見温水プール

区分	単位	金額(税抜)	金額(税込)	
夏期	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	300円	330円
	回数券	11枚綴	3,000円	3,300円
	高校生及び一般	1人1回	450円	490円
	回数券	11枚綴	4,500円	4,950円
夏期以外の期間	中学生等、高齢者及び障害者等	1人1回	450円	490円
	回数券	11枚綴	4,500円	4,950円
	高校生	1人1回	600円	660円
	回数券	11枚綴	6,000円	6,600円
	一般	1人1回	900円	990円
	回数券	11枚綴	9,000円	9,900円

備考 1 この表中「夏期」とは、7月から9月までをいう。

2 この表中「中学生等」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4 この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 滋賀県知事から療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に規定する者を介護する者(前3号に規定する者1人につき1人に限る。)

5 この表中「高校生」とは、高等学校の生徒をいう。

6 この表中「一般」とは、中学生等、高齢者、障害者等及び高校生以外の者をいう。